

2020（令和2）年度

危機管理マニュアル

学校安全計画

弘前学院聖愛中学高等学校

目 次

I	学校における安全管理	1
II	事故発生時の対応	4
III	火災発生時の対応	6
	地震が発生した場合	8
IV	交通事故発生時の対応	12
V	伝染病・食中毒発生時の対応	13
VI	不審者侵入時の対応	14
VII	修学旅行等における緊急時の対応	16
VIII	心身の悩みへの対応	18
IX	いじめ等への対応	19
X	セクシャル・ハラスメントへの対応	20
XI	緊急保護者会の開催	21
XII	報道関係者への対応	22
XIII	新型コロナウイルス感染対策本部	24

2020（令和2）年度 学校安全計画

* 学校の危機管理 *

学校における正常な教育活動が何らかの理由で阻害されることのないように、予想される危機を未然に防止する。あるいは、その被害を最小限に食い止めるための措置に努め、生じてしまった事故や事件に対する善後策を講ずる。

I 学校における安全管理

学校は教育の場として、また成長過程にある生徒が、家庭について長時間を過ごす集団生活の場として、常に安全で健康的な環境が維持されなければならない。

学校における安全管理は、事故の要因と学校環境や生徒の生活等における行動の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、不幸にして事故が発生した場合には、適切な応急処置や安全措置ができるような体制を確立して、生徒の安全確保を図るようにすることであり、安全指導と表裏一体の活動を展開することによって、はじめて学校における安全が確保できるものである。

このための学校環境の安全管理、学校生活の安全管理、事故発生時の措置及び通学の安全管理などを年間計画に基づいて、適切に行う必要がある。

1. 安全管理の内容

事故は人的要因と物的要因との双方に適正を欠いた状況の下に発生するものと考えられる。事故発生の経緯を考察すると、その原因として、いずれか一方だけが指摘されることはまれであり、多くは生徒の行動と施設との相関関係において発生していることに留意する必要がある。

生徒は、危険に対する判断力が未発達であるため、その動作・行動が予期せぬ事故を招いていることが多い。このことは、生徒の生活における危険は、質・量とも成人に比較にならないほど大きいことを意味している。したがって、学校施設・設備の安全管理は、生徒に対する直接的な行動規制としての生活管理及び危険に対する判断能力の育成のための安全学習・安全指導と関連づけることが大切である。

また、学校施設・設備の状態は、時間の経過及び自然的・人為的作用によって、常に流動的であることから、使用方法によっては、「昨日は安全であった」からといって「今日も安全である」とは言えないことに留意し、学校施設・設備の安全管理は計画的・継続的に行われる必要がある。

2. 学校施設・設備の安全管理の機能

学校安全の中で安全管理は、次のような機能を有するものと考えられる。

- (1) 学校施設・設備の中に潜在している危険を早期に発見し、それに対して事前指導を講ずることによって事故の防止を図り、安全な教育活動を確保すること。

- (2) 地震・豪雪・台風等の異常な自然現象及び火災の災害に備えて、人的・物的被害を最小限に食い止めるとともに、生徒の安全を確保するための環境条件を整備すること。
- (3) 事故の直接的・間接的原因がその時の生徒の心理状態による場合もあることから、生徒が安全について必要な事柄を理解し、これらの日常生活に適用して、安全な行動ができるような雰囲気づくりをしていくこと。

3. 学校施設・設備の安全管理の対象

学校施設・設備の安全管理は、校舎内外の施設・設備のすべてについて行う必要がある。

4. 安全管理に関する事項

(1) 生活安全

- ア 施設・設備の安全点検
- イ 各教科、学校行事、部活動、休憩時間、その他の学校生活の決まり・約束等の設定
- ウ 安全に関する意識や行動、事故災害の発生状況の調査
- エ その他の必要事項

(2) 交通安全

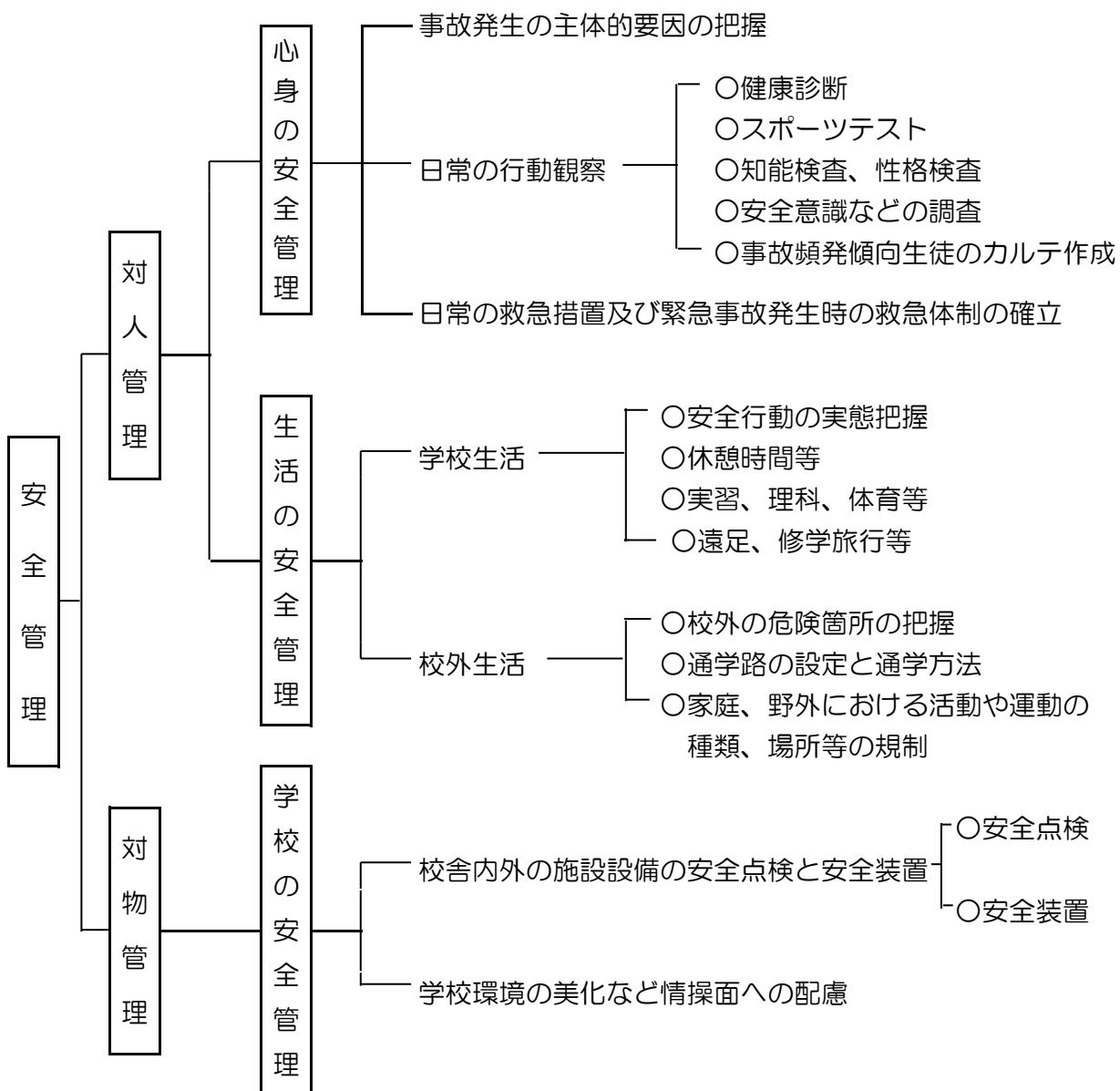
- ア 通学路の設定と安全点検
- イ 通学に関する安全の決まり・約束等の設定
- ウ 交通安全に関する意識や行動、交通事故の発生状況の調査
- エ その他の必要事項

(3) 災害安全

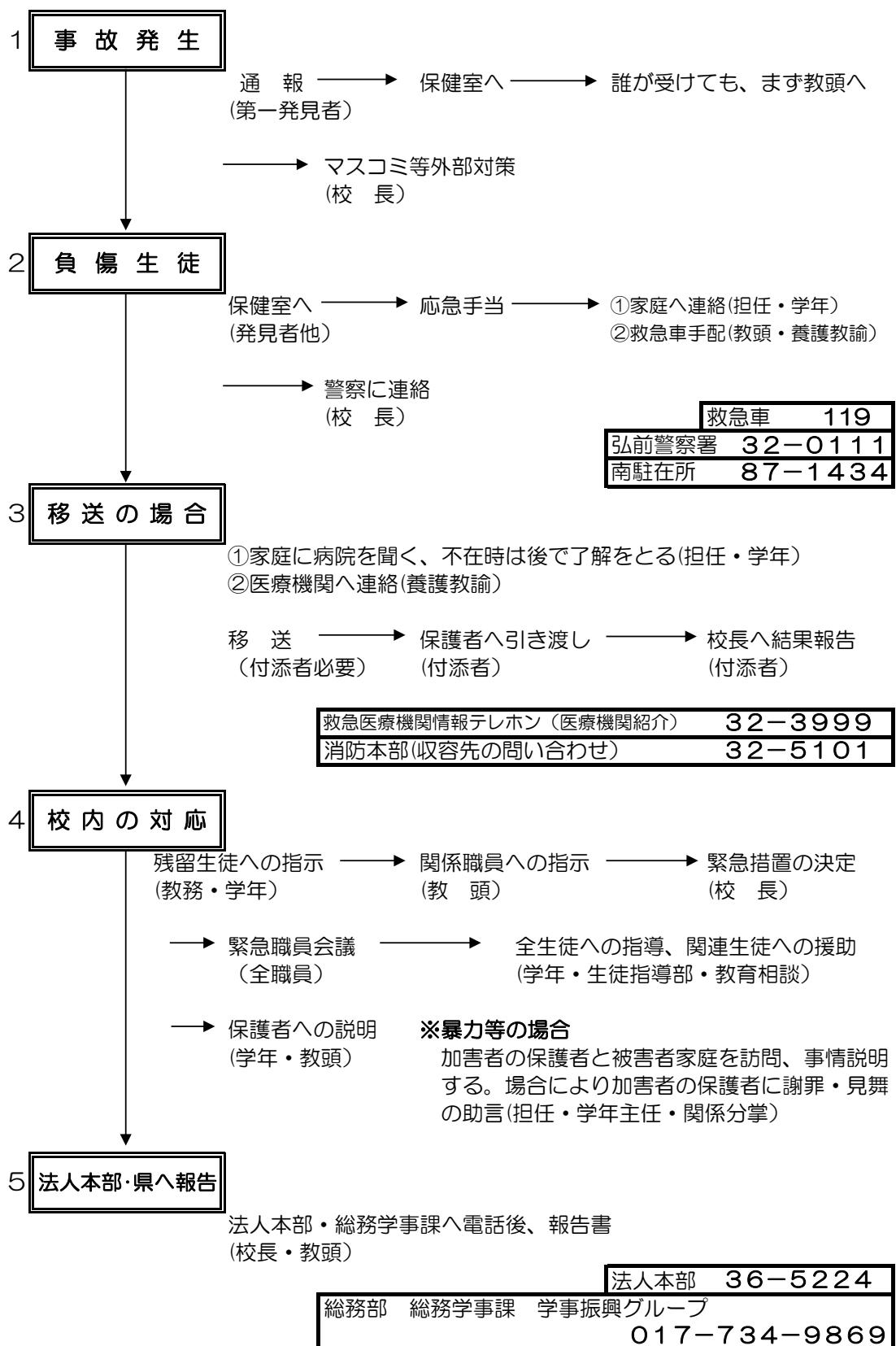
- ア 防災のための組織づくり
- イ 避難場所・経路の設定と点検・確保
- ウ 防災設備の点検
- エ その他の必要事項

(4) 新たな危機事象への対応

- ア 弹道ミサイル発射に係る対応について
- イ 学校への犯罪予告・テロへの対応について
- ウ インターネット上の犯罪被害への対応について



II 事故発生時の対応



◎ 救急処置

教職員は、いったん出校した生徒の健康管理・保健教育には重大な責任を持っている。生徒の予期しない事故に遭遇した場合には、当該及び関連生徒に対し、その被害を最小限に押さえ、かつ「心のケア」に留意する。

- 1 学校における救急処置は、次の場合に限定される。
 - (1) 医療機関または保護者に引き渡すまでの応急処置の範囲であること。
 - (2) 一般医療の対象とならないような軽微な応急処置であること。
- 2 保健室等での休養は原則として1時間限度とする。休養しても回復の見込みのないものは、HR担任・学年と相談した上、家庭に連絡して適切な処置を講ずる。
- 3 医師の診断を阻害するような処置は絶対に避けるよう適切な判断をする。
- 4 急病人・事故発生時は、校医その他の医療機関と連絡をとり、速やかに適切な処置をする。その際、経過と時刻をメモしておくことが大切である。
- 5 次のような症状は危険な兆候として救急車を要請する。

救急車要請の基準

- ①意識喪失の持続するもの
- ②ショック症状の持続するもの(呼吸困難・脈拍微弱・血圧低下等)
- ③けいれんの持続するもの
- ④激痛の持続するもの
- ⑤多量の出血を伴うもの
- ⑥骨の変形を起こしたもの
- ⑦大きな開放創のあるもの
- ⑧広範囲の火傷を受けたもの

- 6 保護者には、HR担任・学年を通じて速やかに連絡をとる。連絡内容は次のこととに留意する。

保護者への連絡

- ①相手に動搖を与えないように沈着冷静に話す
- ②事故の経過と生徒の状況を簡潔に話す(メモを見る)
- ③学校のとった処置を正確に話す(私見や想像を入れない。メモを見る)
- ④どこの病院がよいか聞く(メモをとる)
- ⑤生徒を引き渡す場所を相談する

生徒の場合、親権者の同意を得ないと、診断を受けさせることはできない。傷病があまりにも重篤であり、保護者の連絡がつかず同意が得られなくとも医師の診療行為は違法とはならないが、少なくとも校長・教頭の了解を得る。

- 7 救急車以外の場合、移送車にタクシーを用いる。教員の自家用車での搬送はできるだけ避ける。これは、疾病者の観察・処置に重点を置き、交通事故などの危険と自己責任を回避するためである。

移送中の観察・注意事項

- ①バイタルサイン(呼吸、脈拍、顔色)に注意する
- ②創傷のある場合、患部の観察をする(出血、腫脹、変形など)
- ③疾病者の楽な姿勢をとらせる
- ④疾病者に状態を聞く(気分、痛みなど)
- ⑤疾病者を励ます(声かけをする)

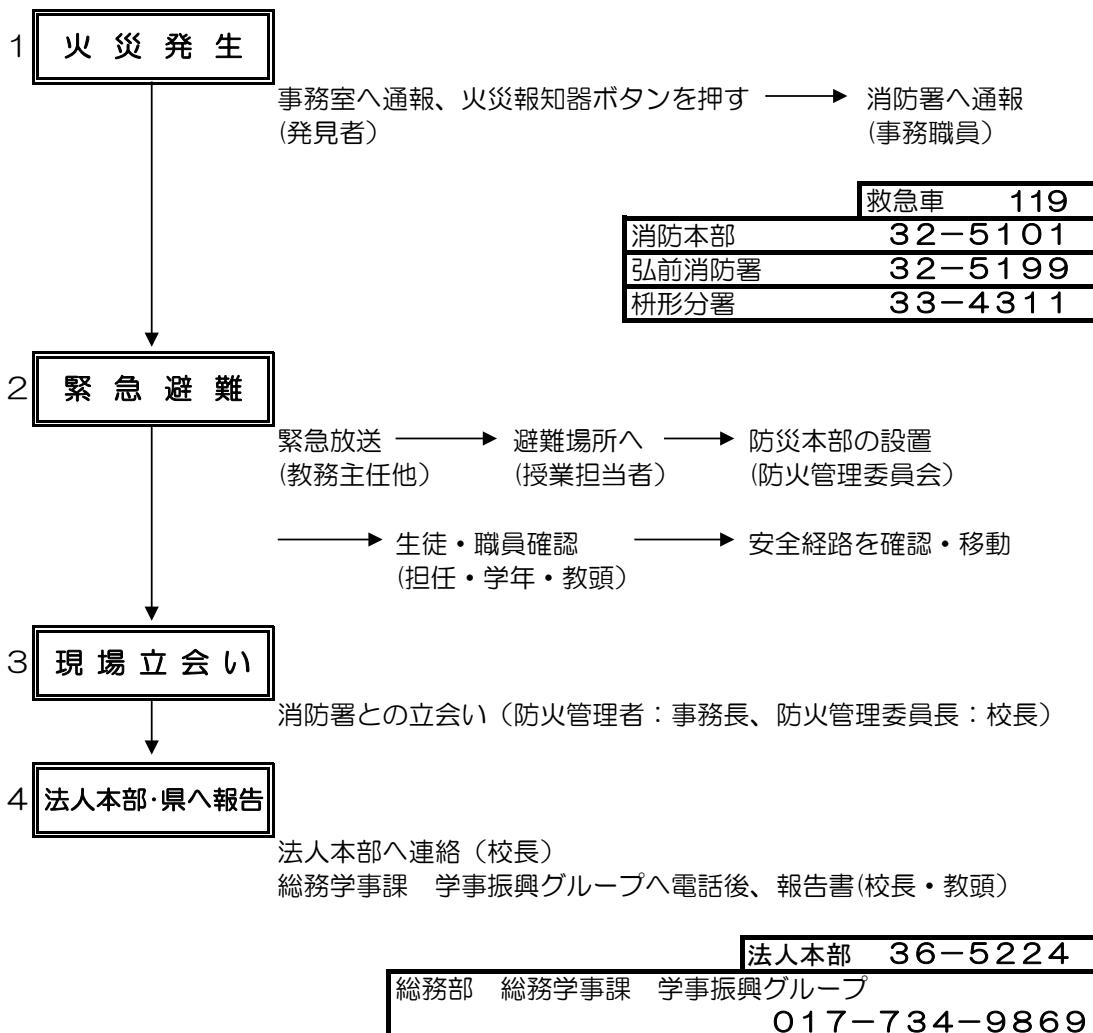
※急性ストレス反応の場合の声かけ

- 「先生がついている」
- 「安心して」
- 「大丈夫だ」などはよいが、「がんばれ」は禁句

8 事故発生の関係者は、直ちに原因について調査し、指導にあたる。

9 場合によっては、校長・教頭が直ちに病院へ行き、担任や顧問に指示する。

III 火災発生時の対応 (地震・水害・大雪等を含む)



※生徒を帰宅させる場合

- ①家庭または保護者勤務先への連絡(担任・学年)
 - ②安全経路の確認(地震・水害・大雪等)
- JR及び弘南鉄道・弘南バス等の各駅・各停留所の交通情報 (教務部、生徒指導部)

◎ 災害発生時における応急措置

1 生徒の安全確保

- (1) 生徒の在校時に発生した場合は、災害の状況に応じ、生徒の安全な場所へ避難させる。また、登・下校途上及び学校行事の際の安全確保等に万全を期する。
- (2) 生徒の被害が発生した場合は、医療機関等との連絡、応急の救済・手当て等適切な措置を講ずる。
- (3) 生徒の在校時以外に発生した場合は、生徒・保護者の安否の確認等、情報収集・伝達に努める。

2 臨時休業の措置

平常通りの登校または授業を継続して行うことにより、生徒の安全確保に支障を来たす恐れがある場合、校長は臨時休業の措置をとる。

3 応急教育に関する措置

- (1) 軽微な被害の場合、応急修理で授業を実施する。
全面的に使用不可能だが短期に復旧できる場合、臨時休業し自宅学習とし、復旧が長期にかかる場合、公的施設あるいは仮設校舎等の使用で行う。
- (2) 応急教育の実施にあたっては、被害程度・教育の場所・教職員の状況により、臨時のホームルーム編成、日課時間の編成、指導計画、担任計画を作成し、長期の場合は連絡方法、自宅学習の方法等に必要な措置を講ずる。

4 生徒の安全・保健衛生に関する措置

- (1) 建物内外の安全点検と修理等を行う。
- (2) 建物内外の清掃、飲料水の浄化と伝染病を予防する。防疫用薬剤や器材を確保する。

5 被災した生徒等の健康管理

被害後、外傷後ストレス障害等、心身の健康状態について把握する。また、被災により精神的に大きな傷害を受けた生徒への心の健康相談等を行う。

6 生徒及び教職員に対する援助

- (1) 被災者で授業料等の納付が著しく困難な場合、それらの全部または一部を免除する。
- (2) 被災教職員に私立学校振興・共済事業団等の給付措置及び教職員の被害に伴う補充措置を行う。

7 被災者救護活動への連携・協力

- (1) 学校が避難場所あるいはボランティア活動の拠点となる場合、県・市等関係機関と連携する。
- (2) 炊き出しなどに協力する。

◎ 新たな危機事象への対応（別添、資料）

社会情勢の変化に応じて、生徒を取り巻く環境も日々変化しており、事件・事故・自然災害にのみならず、新たな危機事象への対応が求められております。適時適切に見直しを図り、常に最新の状況にしておく必要がある。

- 1 弹道ミサイル発射に係る対応について
- 2 学校への犯罪予告・テロへの対応について
- 3 インターネット上の犯罪被害への対応について

地震が発生した場合

<地震発生 ⇒ 校内一斉放送>

(1) 授業中 — 教室[普通教室・特別教室]

	教職員	生徒
第一次避難	<ul style="list-style-type: none">机の下に入らせる出入り口を開ける落下物やガラス等の飛散物から身を守らせる避難経路の確認生徒の把握怪我の有無の確認毅然たる態度で生徒の気持ちを落ち着かせる出席簿を持つガスの元栓を閉める電源を切る	<ul style="list-style-type: none">素早く机の下に入る口を閉じ、素早く行動する窓や壁と反対側に身を向け、落下物から身を守る勝手な行動はしない静かに指示を待つ近くの人を調べる

揺れが収まったら本校防災本部より非常用放送で全員に避難を指示 ⇒ 避難開始

「あわてない！ 押さない！ 走らない！ しゃべらない！」

	教職員	生徒
第二次避難	<ul style="list-style-type: none">口を閉じ、出口に近い人から誘導頭を覆い、前の人にはぐくませる集合場所に座り、危険を避けさせる出席簿を持つ	<ul style="list-style-type: none">指示通り行動する素早く、順序よく出る落下物に注意し、素早く行動する頭を覆ったまま座る

(2) 授業中 — グラウンド

	教職員	生徒
第一次避難	<ul style="list-style-type: none">校舎から離れさせガラス等の飛散物から身を守らせる大声で安全な場所に集めるグラウンドの中央に集合させ、その場に座らせる生徒の把握怪我の有無に確認毅然たる態度で生徒の気持ちを落ち着かせる地割れに注意する	<ul style="list-style-type: none">校舎から離れる口を閉じ、素早く行動する勝手な行動はしない静かに指示を待つ近くの人を調べる

(3) 授業中 一 体育館

	教職員	生徒
第一次避難	<ul style="list-style-type: none"> 頭上の落下物に注意させる 体育館中央に座らせる 揺れがおさまったら外に避難する 生徒の把握 怪我の有無の確認 毅然たる態度で生徒の気持ちを落ち着かせる 	<ul style="list-style-type: none"> 落下物に注意する ジャージや手で頭を隠す 口を閉じ、素早く行動する 勝手な行動はしない 静かに指示を待つ 近くの人を調べる

(4) 休み時間中

担任は、生徒に地震を感じたら第一次避難をするように常時指導しておく。

生徒は、第一次避難をしたら次の指示まで静かに待機する。勝手な行動はとらない。

	教職員	生徒
第一次避難	<ul style="list-style-type: none"> クラス担任は至急クラスに戻る 担任以外はあらかじめ定められた役割分担の箇所へ駆けつける 保健室・事務職員は、授業中に準ずる 指示により避難開始 	<ul style="list-style-type: none"> 教室・体育館・特別教室にいる者は授業中と同じ 廊下・階段にいる者は、近くの教室へ避難 トイレにいる者は、近くの教室へ避難 礼拝堂・昇降口にいる者は、事務室前の廊下へ避難

揺れが収まったら本校防災本部より非常用放送で全員に避難を指示 ⇒ 避難開始

「あわてない！ 押さない！ 走らない！ しゃべらない！」

	教職員	生徒
第二次避難	<ul style="list-style-type: none"> 出席簿を持ち、他の教室やトイレを確認しながら避難誘導する 頭を覆い、前に人に続かせる 口を閉じ、出口に近い人から誘導 集合場所に座り、危険を避けさせる 	<ul style="list-style-type: none"> 近くの教師の指示に従い、避難する 素早く順序よく出る 落下物に注意し、素早く行動する 指示通り行動する 頭を覆ったまま座る

(5) 掃除の時間

	教職員	生徒
第一次避難	<ul style="list-style-type: none"> 掃除区域担当生徒の人数確認をする 担任は出席簿をもって自分の区域生徒の人数確認 保健室・事務職員は、授業中に準ずる 指示により避難開始 	<ul style="list-style-type: none"> 教室・体育館・特別教室にいる者は授業中と同じ 廊下・階段にいる者は、近くの教室へ避難 トイレにいる者は、近くの教室へ避難 礼拝堂・昇降口にいる者は、事務室前の廊下へ避難

揺れが収まったら本校防災本部より非常用放送で全員に避難を指示 ⇒ 避難開始

「あわてない！ 押さない！ 走らない！ しゃべらない！」

第二 次 避 難	教職員	生徒
	<ul style="list-style-type: none">掃除担当区域の生徒を他の教室やトイレを確認しながら避難誘導する頭を覆い、前の人へ続かせる口を閉じ、出口に近い人から誘導集合場所に座り、危険を避けさせる	<ul style="list-style-type: none">近くの教師の指示に従い、避難する素早く順序よく出る落下物に注意し、素早く行動する指示通り行動する頭を覆ったまま座る

(6) 部活動・生徒会活動中

教科等の学習中に比べて指示や人員の把握しにくい時間帯であることを踏まえて、休憩時間中の場所に準じた対応を行う。校外での部活動については、引率教員が「的確な指示」を行うものとする。

教職員	生徒
<ul style="list-style-type: none">生徒の所在を速やかに把握する下校した生徒とまだ学校内にいる生徒の確認を至急行う生徒の動揺を鎮め、非常時の行動を確認する休憩時間中の対応に準ずる	<ul style="list-style-type: none">所属部活動、委員会別に集合する顧問の指示で、下校の支度をしてグランドへ避難

(7) 登下校中

教職員が避難誘導できないので、生徒がどうしてよいか迷ったり、危険な行動に走る恐れが多分に予想される。日頃から、一人で落ち着いて行動できるようにしておく。

(近くに大人がいて指示された場合は、その指示に従う)

- 石垣、ブロック塀、建物から離れる
 - 通学途上にある広場、空き地の場所をあらかじめ調べておき、そこへ避難する
 - 電車、バス等の公共交通機関により移動中の場合は、関係者の指示に従う
- ◎本校の近くにいる場合は、速やかに本校へ避難する
- ◎生徒一人一人の通学途上における避難場所を確認させておく

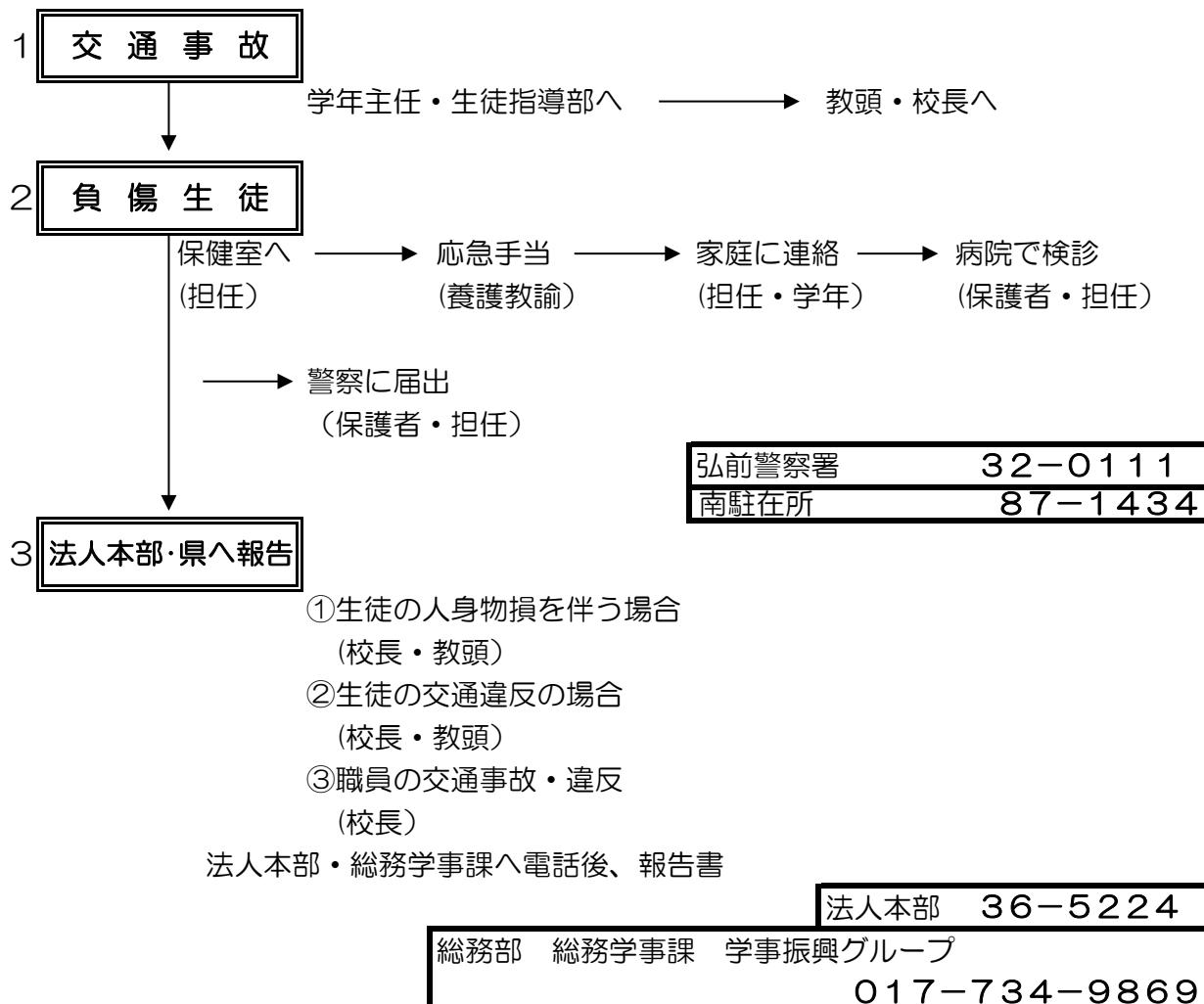
生徒のとるべき行動

第一次避難	<ul style="list-style-type: none"> ・建物、塀、電柱等の倒壊のあるある場所から離れる ・橋や歩道橋にいる場合、端に近い方へ急いで渡る ・ガソリンスタンド、ガスボンベ等から離れた場所へ避難する ・自動車に気をつける ・カバン等で頭を守る ・広い場所、安全なところへ避難し、体を低くする ・安全と思う場所へ避難する
第二次避難	<ul style="list-style-type: none"> ・学校、自宅、通学途上的一次避難場所等近くの安全な場所へ急いで避難する ・自分で判断がつかない時は、近くの大人に聞いて行動する

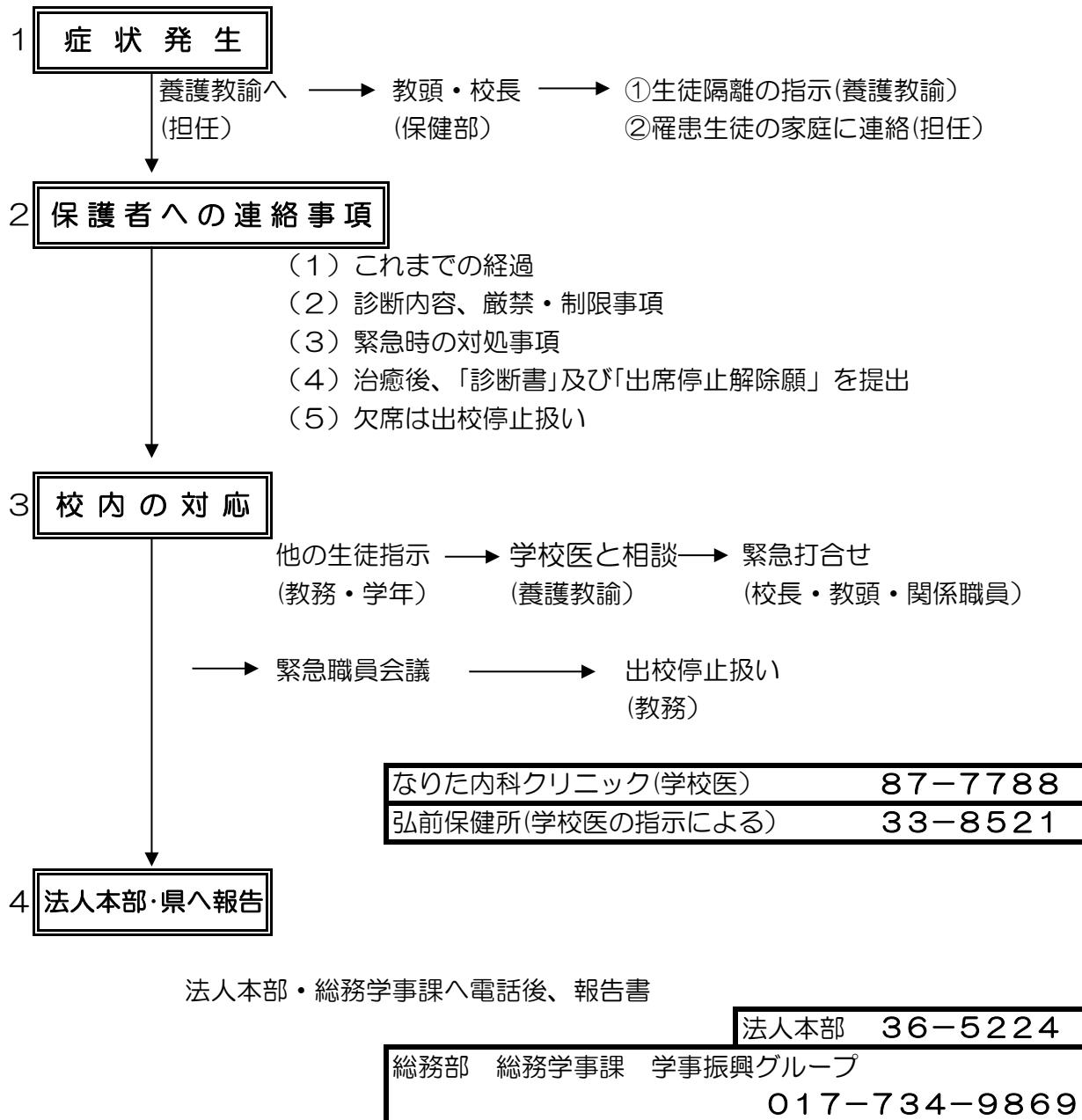
[特別教室において予想される危険]

理科室・保健室	<ul style="list-style-type: none"> ・戸棚の転倒など ・薬品棚の転倒や薬品の流出 ・薬品、ガス器具、アルコールランプ等の転倒による発火や火傷 ・使用中の火気は消火し、遠ざける ・ガスの元栓は閉めさせる
家庭科調理室	<ul style="list-style-type: none"> ・戸棚の転倒など ・実習中の沸騰した湯や火での火傷 ・ガスコンロからの引火、ガス漏れやガス爆発 ・包丁やナイフ等の危険な道具を除去させる ・熱湯に注意させる ・ガスコンロを消火し、ガスの元栓を閉めさせる ・食器棚近くから離れさせる
その他の特別教室	<ul style="list-style-type: none"> ・彫刻物、立て掛け物の転倒、壁面の絵画の落下（美術室） ・グランドピアノの急激な移動（音楽室） ・書架の倒壊、本の落下、机・椅子の急激な移動（図書館） ・コンピュータ、ディスプレー等の落下や急激な移動（パソコン実習室） ・テレビ等の転倒・落下、スクリーンなどの落下（視聴覚室）

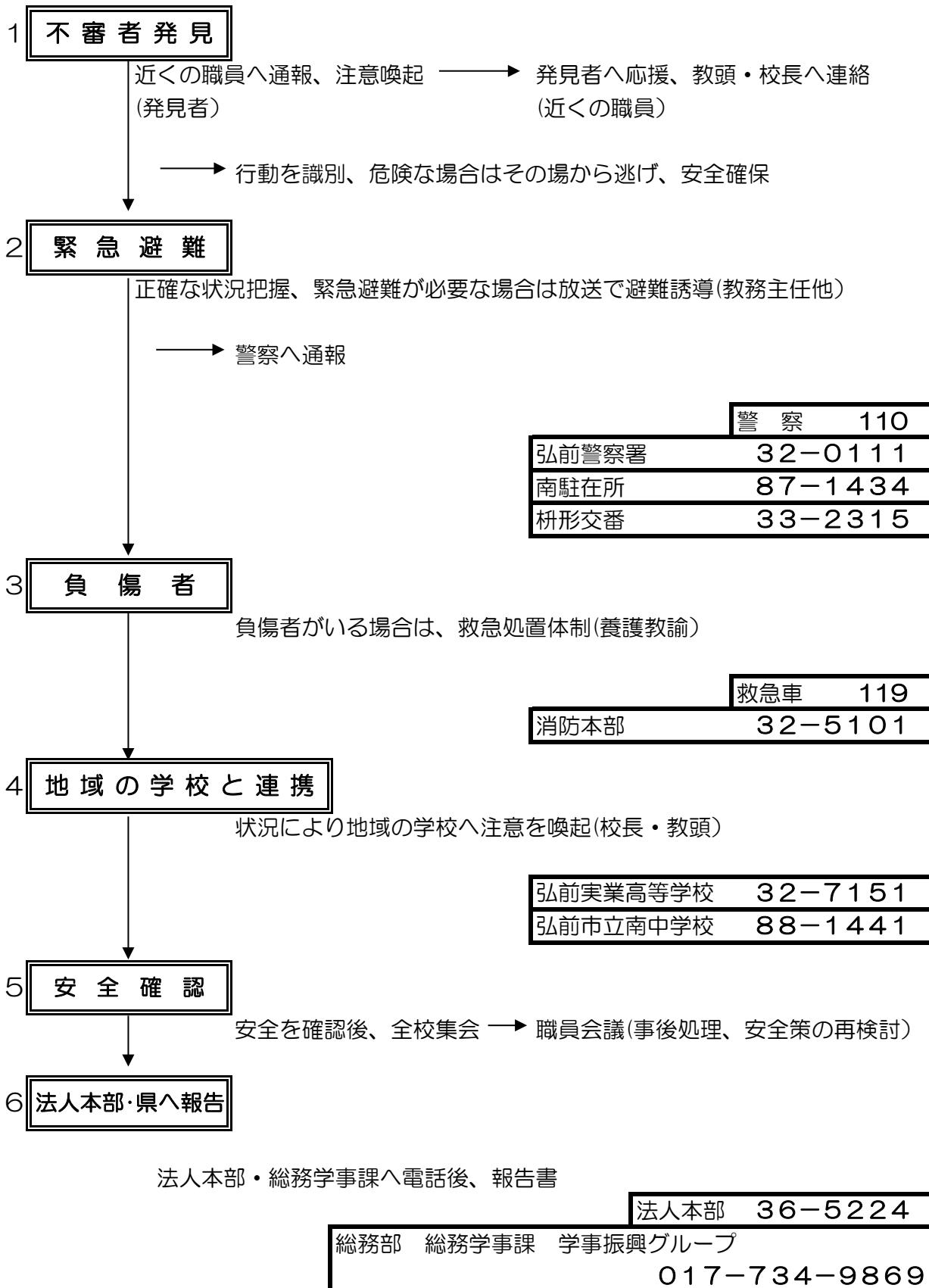
IV 交通事故発生時の対応 (管理下、管理外とも)



V 伝染病・食中毒発生時の対応



VI 不審者侵入時の対応



◎ 不審者侵入への安全管理

1 対策事項

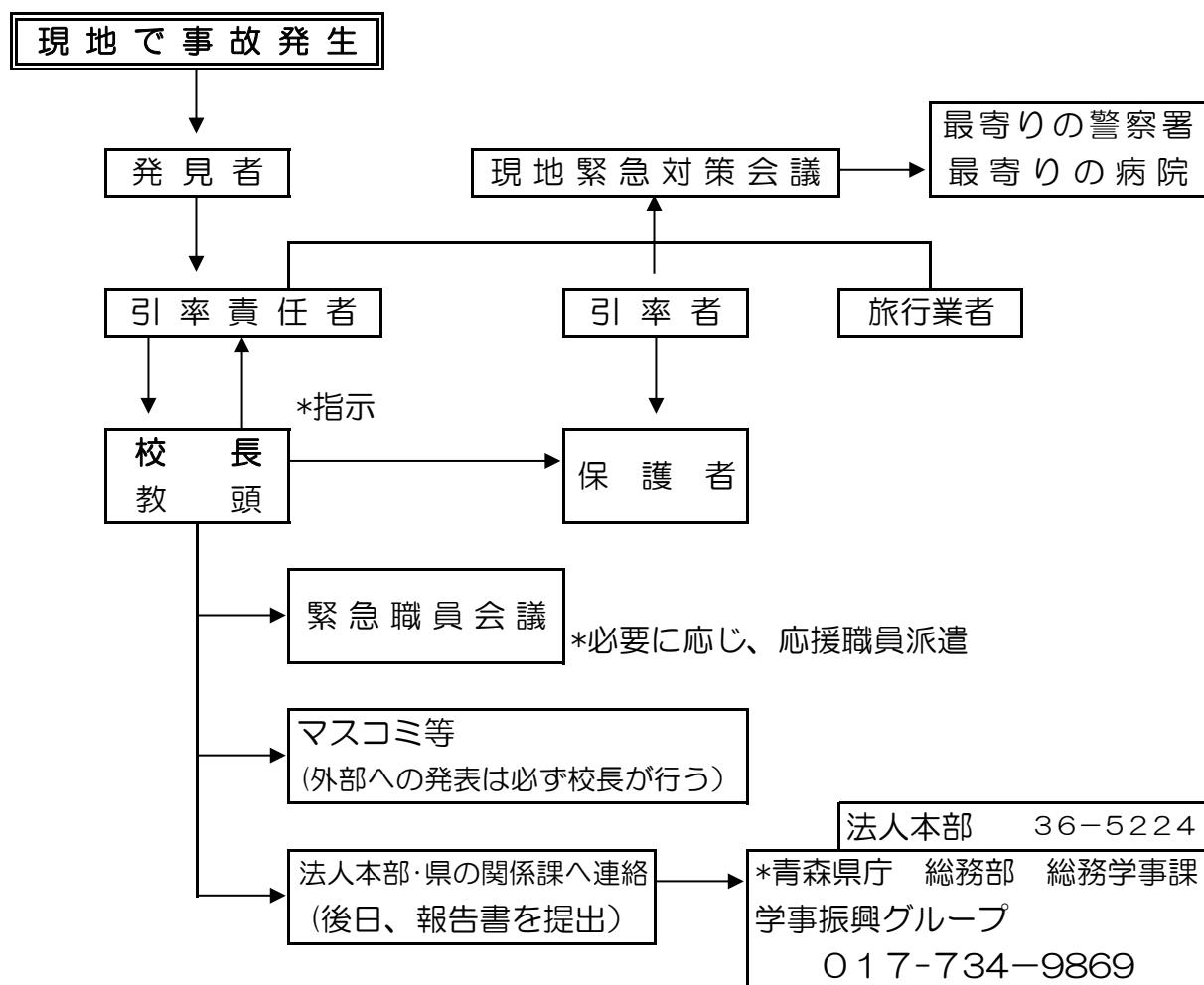
- (1) 出入り口での不審者を識別
- (2) 校舎の巡回等により不審者の発見に努める
- (3) 校内に不審者が立ち入った場合の迅速な連絡、注意喚起、緊急避難の共通理解と指導を徹底する
- (4) 地域、関係機関等との連携をとる
- (5) 登・下校時の通学路、学区内の安全確保をおこなう

2 対応策

- (1) 来訪者に用件、会社名、氏名、在校時間帯を記入させ、名札を着用させる
- (2) 校内を教職員が巡回し、状況を報告する
- (3) 不審者がいる場合、その者の行動を識別し、危険な場合はその場から逃げ、安全を確保し、迅速な連絡をする。緊急避難が必要な場合は、連絡をとり、指示に従って放送によって避難させる
- (4) 警報ベル（携帯）を備え、活用する
- (5) 警察及び地域の学校等と連携をとる
- (6) 必要以外の時間帯は、門扉、出入り口等を閉じ、施錠などにより安全を確保する

VII 修学旅行等における緊急時の対応

1 対応フローチャート



2 修学旅行等の学校管理

修学旅行は、出発から帰宅までの全部が学校管理下にある。

3 事故防止の事項

- (1) 事前の安全指導
- (2) 経路や交通機関の確認
- (3) 宿泊施設や見学先の安全性の確認・点検
- (4) 気象状況への留意
- (5) 交通事故情報への留意
- (6) 保健衛生への配慮

4 想定される緊急事態

食中毒、盗難、病気、怪我、交通事故、誘拐、誘惑など

対応の原則

「報告」「連絡」「相談」の徹底

集団生徒引率のポイント

- 1 生徒の安全確保
- 2 集団行動の計画どおりの実施
- 3 生徒指導の敏速な対応処置

災害発生時の教職員の心構え

- 1 人命尊重を最優先する
- 2 本部(校長)の指示に従う
- 3 弱い生徒をかばって行動する

5 生徒への指導事項等

(1) 指揮命令系統を遵守する

(2) 校長に情報を集約する。生徒の状況(特に生徒数)を正確に報告する

(3) 簡潔明瞭な指示をする

「火災(地震)発生、先生の指示に従え」「順番に、急ぎ足で、口をとじろ」

(4) 態度は沈着、行動は迅速に

(5) 生徒から不安感を取り除く言葉かけをする

「先生はここにいるぞ、安心しろ」「大丈夫、先生がついている」

(6) 心身の障害のある生徒の安全管理に努める

(7) 状況の変化に対して、臨機応変の処置をとる

指揮命令系統遵守が原則であるが、現場の状況変化に応じて教職員の判断になる

(8) 教師自身の安全に留意する

VIII 心身の悩みへの対応

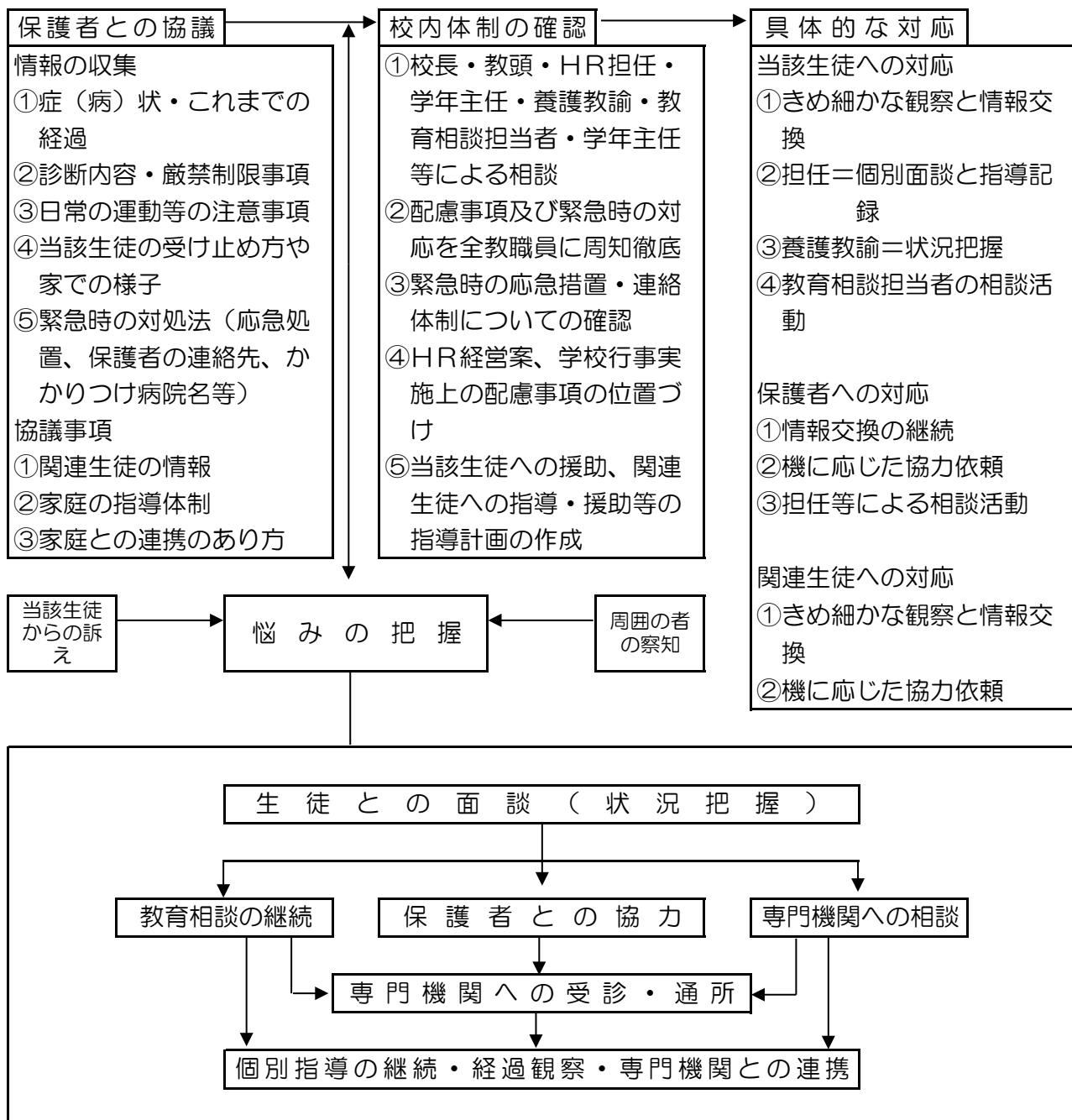
1 心のケアの対策

事故、災害、いじめ、虐待、セクシュアルハラスメント等が発生した場合、当該生徒「被害・加害」及び関連「傍観者等」生徒に対しての心のケアが必要である。

2 対象者の現象

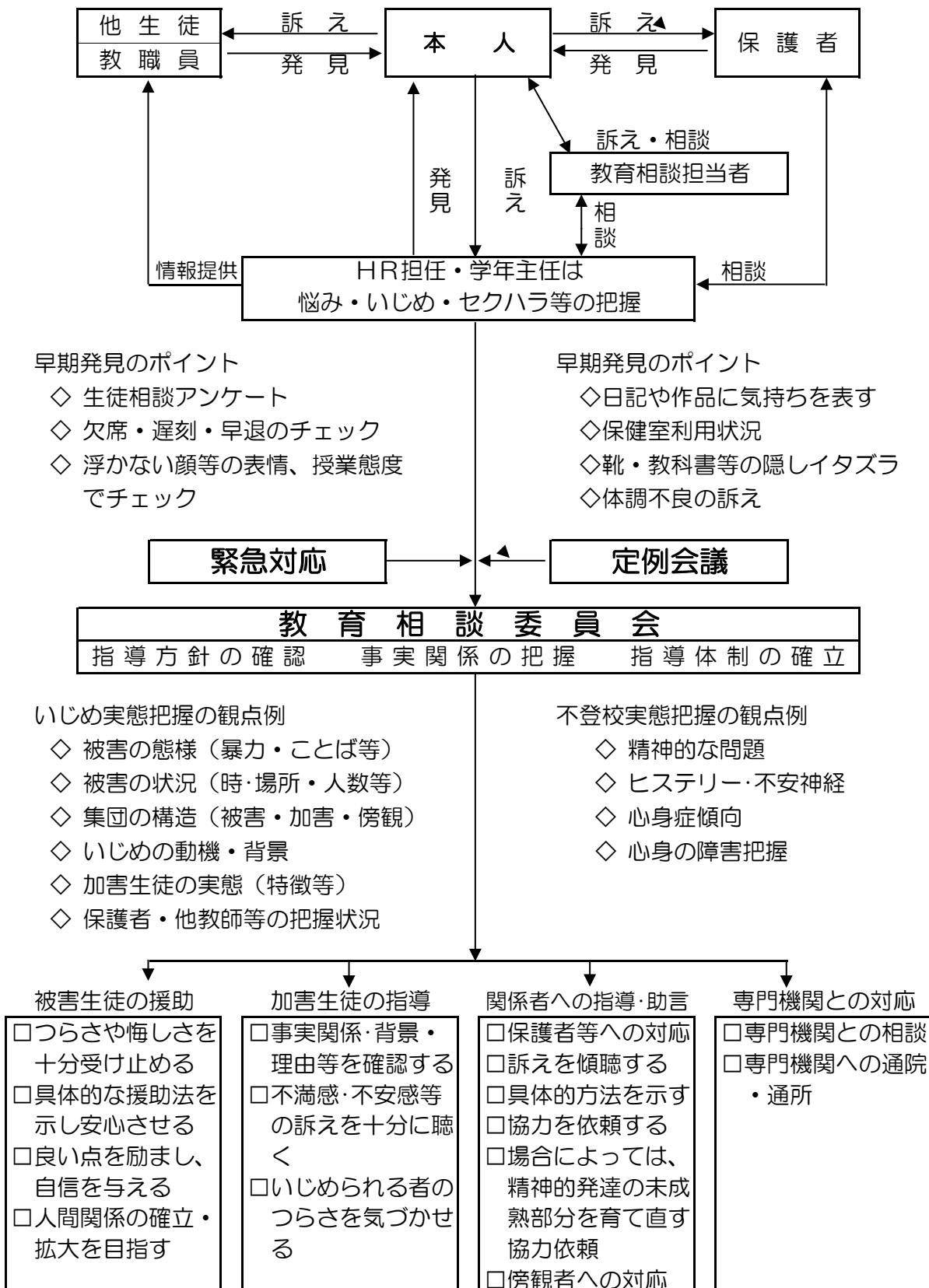
- (1) 生徒は、その場で急激なストレスにより、一時的に会話不能・歩行困難・多弁多動などに陥りやすい。
- (2) その後、数日たってから、場合によっては数カ月後に不登校・食欲不振・過食・不眠・多動・急な興奮・器物破損・自傷行為・暴力などに及ぶことがある。

3 指導の基本的な考え方



IX いじめ等への対応

◎いじめ・不登校の早期対応



X セクシュアル・ハラスメントへの対応

1 セクシュアル・ハラスメントとは

- (1) 他のものを不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動。
- (2) 学校の教職員と生徒の保護者との関係において、教職員から性的な关心や欲求に基づく相手を不快にする言動又は性別により役割を分担すべきとする意識に基づく相手を不快にする言動。
- (3) その他、生徒から教職員へ、教職員から生徒へ、または生徒の間で相手を不快にさせる性的な言動。

2 生徒への指導

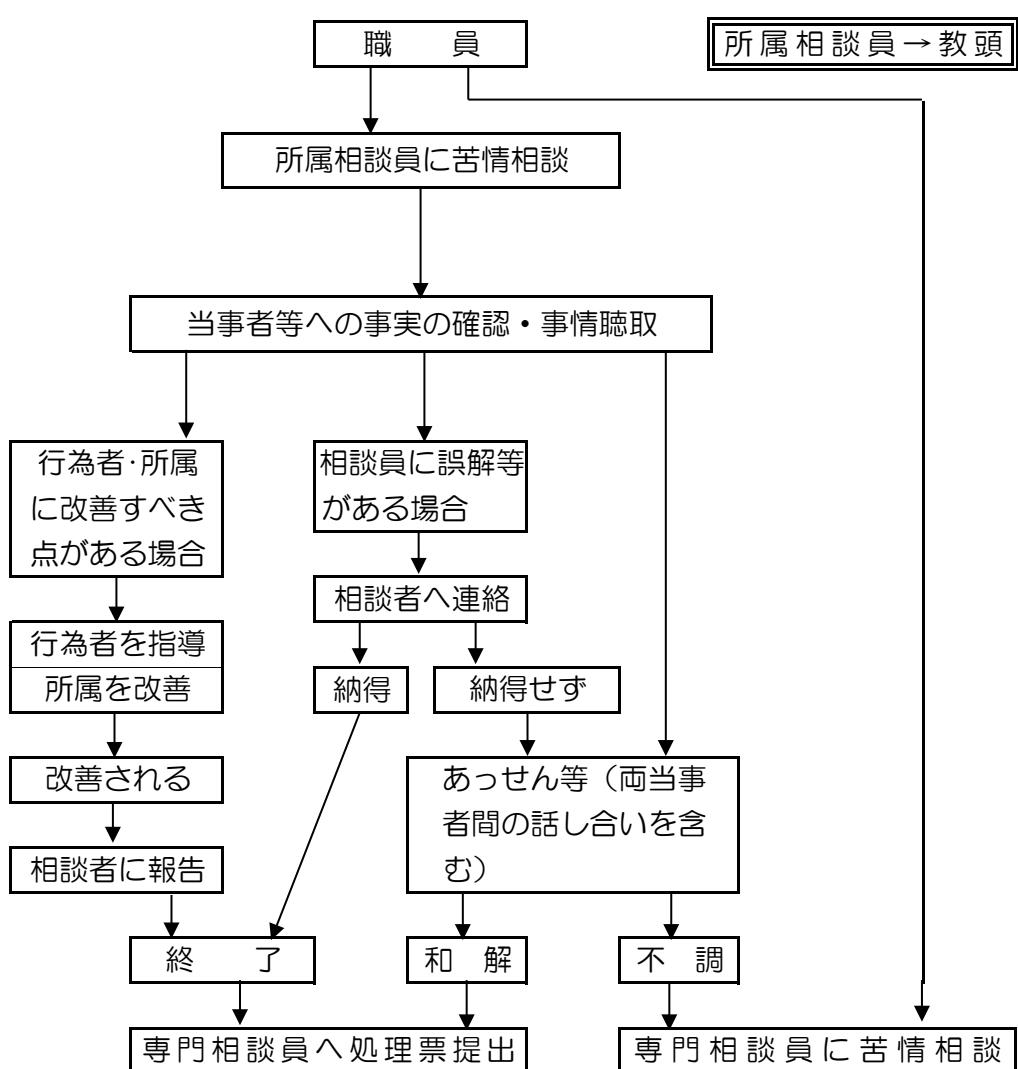
生徒の心身の発達段階を考慮し、適切な配慮をする。

3 苦情処理

(1) 基本的な心構え

ア被害者を含む当事者にとって適切かつ効果的な対応は何かという視点を常に持つ
イ事態を悪化させないために、迅速な対応を心がける
ウ関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重し、知り得た秘密を厳守する。

(2) 所属相談員への教職員からの相談



X I 緊急保護者会の開催

1 開催の判断

緊急保護者会の開催については、次のような点を考慮して判断する。

- (1) 事件・事故が当事者だけでなく、他の生徒及び保護者に与える影響が大きいこと。
- (2) 生徒および保護者に不安感や学校に対する不信感が高まっている、又は、高まる可能性があること。

2 開催の目的

緊急保護者会は、次のようなことを目的に実施する。

- (1) 事件・事故についての正確な事実や対応の概要を説明することで、噂の流布等による混乱を避ける。
- (2) 学校運営の正常化を図るために対応方針を説明し、保護者や地域住民の人々の協力を求める。
- (3) 学校の対応方針等に対する保護者の希望や考え方を聞く。

3 実施上の留意点

緊急保護者会の開催においては、次のようなことに留意する。

(1) 説明内容の十分な準備

学校が収集した情報について、事実と確認した情報とそうでない情報の整理や事件・事故の背景等を分析し、説明内容について十分準備しておく。

(2) 個人情報への配慮

事件・事故に係わる生徒の人権やプライバシーについて最大限の配慮をする。

(3) 教職員の共通理解

保護者会での説明内容や協議事項、今後の対応方針等について共通理解を図つておく。

(4) 誠意ある対応

保護者会においては、様々な意見や要望が出されることが考えられる。これらをきちんと受け止めた上で、誠意をもって対応する。

(5) 法人本部や県の関係機関・PTA役員との連携

開催目的・内容等について、法人本部や総務学事課、PTA役員と事前に協議する。必要に応じて本部職員や総務学事課の助言を求めたり、同席を依頼する。

X II 報道関係者への対応

1 対応の基本姿勢

(1) 情報の公開

個人情報や人権等に最大限考慮しながら、事件・事故についての事実を公開していく姿勢で対応し、事実を隠しているのではないかなどの誤解が生じないようにする。また、公開できる情報はきちんと伝えるが、プライバシー保護等の理由から伝えられない場合にはその旨を説明し理解を求める。

(2) 誠意ある対応

報道を通じて事件・事故の概要だけでなく、学校の対応状況や今後の方針を広く保護者や地域の人々に説明することができる。学校と報道機関の関係が協力的ものとなるよう誠意を持って対応する。

(3) 公平な対応

報道機関に情報を提供する場合は、どの機関に対しても公平に情報を提供する。

2 対応のポイント

(1) 窓口の一本化

取材要請があった場合、対応は校長または教頭が窓口になり一本化する。どちらが窓口になるかはあらかじめ協議しておく。

(2) 報道機関への依頼

多くの取材要請が予想される場合、生徒の動搖を防ぎ、正常な学校運営を維持する観点から、取材方法に関するお願いを文書等で行う。例えば「校内への立ち入りに関して」「取材場所・時間に関して」「生徒や教職員に対する取材に関して」等である。

(3) 社名、記者名、連絡先等の確認

取材要請があった場合、後で連絡が必要になる場合があるので、必ず、社名・記者名及び連絡先を確認しておく。

(4) 取材意図の確認と準備

あらかじめ取材意図等を把握し、予想質問に対する回答を作成するなどの確な回答ができるよう準備しておく。その際、事実関係が正確に把握できているか、推測の部分がないか、人権やプライバシー等への配慮はできているかなどの点に留意する。

(5) 明確な回答

不明なことや把握していないことは、その旨を明確に答える。誤解につながるような曖昧な返答はしないこと。

(6) 法人本部や総務学事課との連携

記者会見を開くときの留意事項等について助言を得るなど法人本部や総務学事課に支援を要請する。

(7) 記者会見の設定

取材要請が多い場合は、法人本部や総務学事課と連携を図り、記者会見を開くことで対応する。その際、会見場所・時間帯等については、学校運営が混乱しないよう考慮したうえで決定する。取材が長期化する場合には記者会見を定例化することも考えられる。

(8) 取材への対応と記録

取材には複数で対応し記録者を決めておく。また、取材内容、報道内容を隨時記録し整理しておく。

記者会見7カ条

- 1 誠意ある対応、素直な陳謝
- 2 ウソ、知ったかぶりは禁物
- 3 「言えないことは言えない」とはっきり断る
- 4 憶測で言わない
- 5 勘違いされる相づちは慎む
- 6 逃げない、待たせない
- 7 資料はきちんと準備する

弘前学院聖愛中学高等学校 新型コロナウイルス感染症対策本部

1 目的

新型コロナウイルス感染症による健康被害を最小限にとどめるための対応を整備するなどの対策を協議・決定するために開催する。

2 構成

本部長 校長

副本部長 高校教頭、事務長

本部員 養護教諭、運営委員 ※必要に応じて学校医、PTA会長等の意見を求める。

3 会議

会議は本部長（校長）が招集し、開催する。

本部長が実務できないときは、副本部長が職務代理を行う。また、必要に応じ、学校医、PTA会長等の出席を求め、専門的な意見を聴取し、新型コロナウイルス感染症対策に係る重要事項について協議・決定することとする。

4 協議事項

情報収集及び周知、健康状態の監視（サーベイランス）、感染拡大防止策の強化

行事・部活動への対応、臨時休業措置への対応（学習、生活指導、連絡体制）

学校再開への対応 等

【学校活動中の発熱等の訴え】

- 予防については、検温・手洗い・消毒・マスク着用奨励・咳エチケットを守る等、保健便りの指導に依る。
- 教室で訴えがあつ場合、その時点で使用していない教室等へ連れて行き休ませる。
- 保健室へ訴えてきた場合、入室前に他の生徒を退室させるか、訴えた生徒を別室に連れて行き休ませる。

【臨時休業】

（1）保護者に文書で通知する。保健便りも添え、過ごし方の指導も行う。

休業中に新たに生徒や同居者が発症した場合は、学校に連絡することも記載する。

（2）下記に報告し、助言を仰ぐ。

弘前保健所 帰国者・接触者相談センター 0172-33-8520

県教育庁総務学事課 017-734-9869

（3）学習は自学自習を基本とするが、各教科においては教科書・副教材・スタディサプリを中心に、緊急に課題を提示することを心がける。課題は、原則として、各学年・各コースを単位として課す。後日連絡の場合はグーグルクラスルームで連絡する。

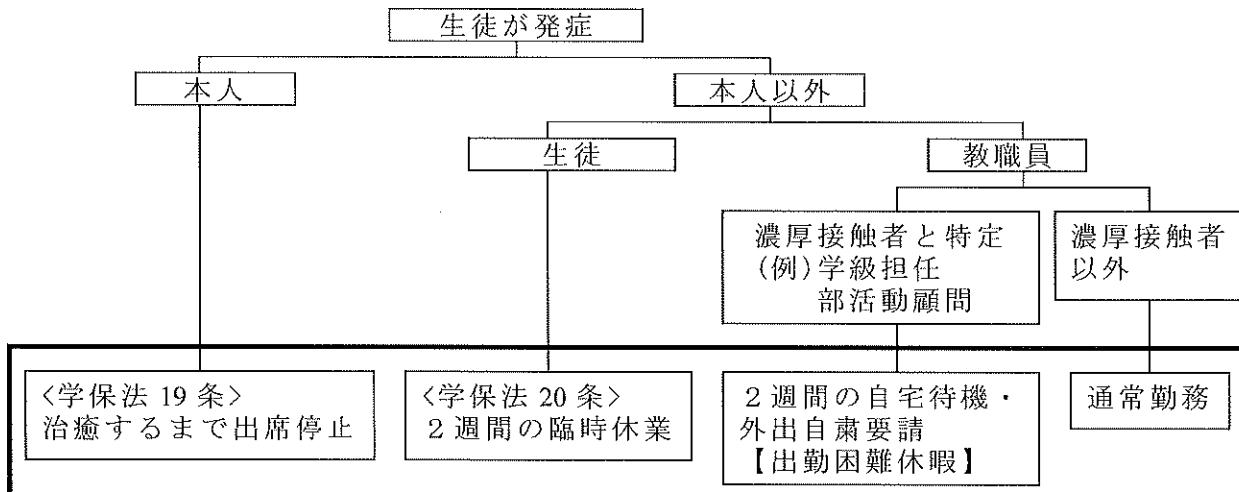
（4）休業中に、机・イス・出入り口のドア等の消毒を行う。消毒方法については（2）機関の助言を受ける。

（5）下宿等を利用している生徒は、出席停止・臨時休業中は原則として家庭に戻す。

（6）臨時休業が長期化した場合は、夏季休業・冬季休業を振り替えることもある。

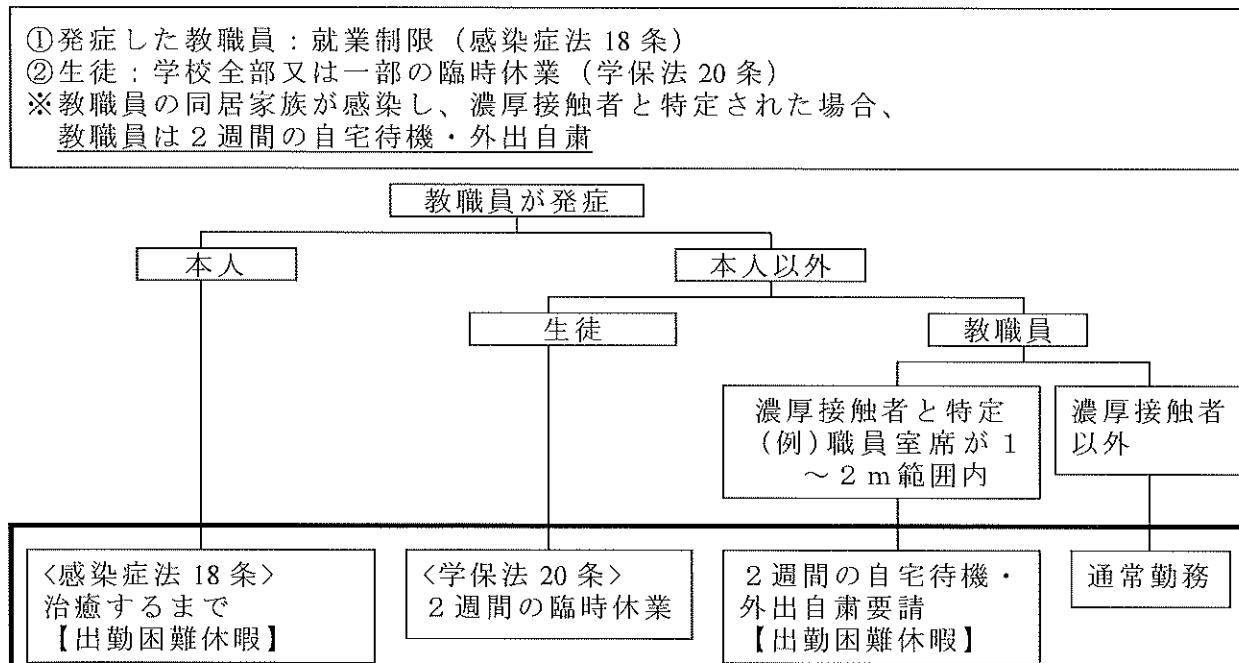
【生徒が発症した場合】

- ①発症した生徒：出席停止（学保法 19 条）
②発症した者以外の生徒：学校全部又は一部の臨時休業（学保法 20 条）
※生徒の同居家族が感染し、濃厚接触者と特定された場合、生徒は 2 週間の出席停止



【教職員が発症した場合】

- ①発症した教職員：就業制限（感染症法 18 条）
②生徒：学校全部又は一部の臨時休業（学保法 20 条）
※教職員の同居家族が感染し、濃厚接触者と特定された場合、
教職員は 2 週間の自宅待機・外出自粛



※現時点では、原則として濃厚接触者であっても、発症していない場合は、P C R 検査の対象とはならない（陰性が感染を否定することにはならないため）。

【補足】

- ① 生徒・教職員が濃厚接触者として特定され、発症していない場合は、当該者は 2 週間の自宅待機・外出自粛。生徒の取り扱いは出席停止。
濃厚接触者以外は通常登校（勤務）となるが、2 週間の検温・健康観察を行う。
- ② 地域における流行早期段階では、本校に感染者等がない場合でも、臨時休業を行うこともある。
- ③ 生徒に発熱・咳・倦怠感等、疑わしい症状がある場合は、校長の判断で出席停止とすることができる。教職員の場合は、在宅勤務となる。